

平成24年11月1日

当直員 各位

千葉地方裁判所刑事訟廷管理官 長谷川 智

11月からの要通訳勾留請求事件に関する処理態勢について

標記事件の処理態勢については、下記のとおり処理してください。

記

1 通常の要通訳勾留請求事件について

検察官からの勾留請求が [REDACTED] にありますから、[REDACTED] に勾留質問を開始し、[REDACTED] に検察庁へ勾留請求記録等を返還するようにしてください。

2 1の事件の請求が [REDACTED] に間に合わない場合について

検察庁では、[REDACTED] 間に合わない場合には、検察庁から裁判所に連絡がありますので、請求の予定時間、通訳人確保の見込み等 [REDACTED] を判断するために必要な情報について確認し、この情報を裁判官に伝え指示を仰ぎ、その結果を検察庁に連絡してください。

[REDACTED]